

# 須恵町正社員雇用促進給付金のご案内

須恵町では、新型コロナウイルス感染症により、離職を余儀なくされた方や内定取消を受けた方等の早期再就職を促進するため「須恵町正社員雇用促進給付金」を支給します。

非自発的失業者 1 人雇用につき

## 正社員雇用促進給付金：30万円

※1 事業主につき最大5人150万円を上限とします。

### 1 給付金を受給できる事業主

受給できる事業主は、次の（１）から（８）までのいずれにも該当することが必要です。	チェック欄
（１）須恵町内に主たる事業所があること。（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写しで確認できること。）	
（２）対象者を雇用期間の定めのない労働者として、令和２年４月１日から令和３年２月２８日までの間に、雇い入れた事業主であること。	
（３）対象者の出勤状況及び賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適切に整備し保管している事業主であること。	
（４）対象者の１週間の所定労働時間が３０時間以上であり、社会保険（雇用保険、厚生年金保険、健康保険等）に加入していること。	
（５）対象者の労働に対する賃金を、支払期日までに支払っている事業主であること（時間外手当、休日出勤手当など基本給のほか、手当等を含み支払っていること）。	
（６）対象者に関し、雇用保険法第７条の規定による届出を行い、かつ、同法第９条の１項に定める確認を受けた事業主であること。	
（７）対象者の雇い入れ日の前日から過去１年間に、当該雇い入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者を事業主都合による解雇（勧奨退職又は事業縮小若しくは賃金大幅低下などの正当な理由による自己都合退職等を含む。）又は雇い止めをしていない事業主であること。	
（８）対象者雇い入れの前日から過去１年間に、当該雇い入れに係る事業所で内定取消をしていない事業主であること。	

（裏面へ）

## 2 対象者

対象者とは、次の（１）から（５）のいずれにも該当する方です。	チェック欄
（１）新型コロナウイルス感染症の影響で、令和２年２月２０日以降に、①～③いずれかの理由により非自発的失業者となった方 ①離職（事業所の倒産・廃止、事業主からの働きかけによる解雇・退職勧奨等、雇い止めなどの理由による）した方。 ②内定を取り消された方。 ③事業主都合で離職した方。	
（２）雇い入れ日において、須恵町の住民基本台帳に記録がある方。	
（３）雇い入れ事業主との関係において、雇い入れ日の前日から過去１年間に、雇用、請負、委任、出向、派遣等の関係により当該雇い入れ事業主において就労したことがない方。	
（４）雇い入れ事業主の事業所の代表者又は取締役の３親等以内の親族（配偶者又は、３親等以内の血族若しくは姻族）でない方。	
（５）解雇・雇い止めの場合の場合、雇用保険被保険者離職票の離職理由が次のいずれかに該当する方 ①解雇（被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇以外）。 ②特定雇い止めによる離職。 ③事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職。	

## 3 申請手続き

給付金の支給を受けるためには、令和２年１０月１日から令和３年３月３１日までに、次の書類を須恵町役場総務課新型コロナウイルス対策室に提出（郵送可）することが必要です。

- （１）須恵町正社員雇用促進給付金交付申請書（様式第１号）
- （２）対象者名簿（様式第２号）
- （３）対象者との雇用契約書の写し
- （４）雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知書）の写し
- （５）公共職業安定所長が交付する対象者に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- （６）対象者に係る１か月分の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類
- （７）履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し
- （８）対象者の雇用保険被保険者離職票の写し又は内定取消通知の写し

※チェックシートをご確認のうえ、すべての項目に該当する場合、給付金の申請が可能となりますので、須恵町役場総務課（新型コロナ対策室）までご連絡ください。

問い合わせ先

須恵町役場 総務課（新型コロナ対策室）

電話：０９２－９３２－１１５１

FAX：０９２－９３１－１８２７